

## 家畜伝染病予防法で定められている 「定期の報告」をお願いします

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の病気の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法（第12条の4）により、牛、馬、豚、山羊、羊、鶏、アヒルなどを飼育している方は、飼っている頭数・羽数や目的にかかわらず、毎年2月1日現在の、家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

お手元に報告様式を送付しますので、様式が届きましたら下記まで報告をお願いします。

なお、今回の報告と一緒に、新たに作成した「**飼養衛生管理マニュアル**」も提出をお願いします。

- ◎ 報告先 長野県佐久家畜保健衛生所
- ◎ 報告方法 ファクシミリ：0267-63-3002
- 電子メール：[sakukachiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)
- 郵送・持参：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭1, 111-179



報告様式は、下記URLからも入手できます。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakukachiku/menkyo/shiyoesse.html>

飼養衛生管理マニュアルの様式は、下記URLからも入手できます。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/shiyoueiseikanri.html>



### 【報告を義務付けられた畜種及び飼養頭羽数】

報告事項	畜種及び飼養頭羽数		牛、馬、水牛の合計		豚、羊、山羊、猪、鹿の合計		鶏(チャボ、烏骨鶏含む)、あひる(合鴨含む)、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の合計		だちょう	
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下		
①飼養家畜の種類、頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②畜舎及びふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×		
③基準の遵守状況	○	×	○	×	○	×	○	×		
④基準遵守の措置状況	○	×	○	×	○	×	○	×		
⑤飼養衛生管理マニュアル	○	×	○	×	○	×	○	×		

